



## 用瀬地域版

2007年(平成19年)4月1日～2008年(平成20年)3月31日

# 平成19年度ごみの収集計画表

ごみの分別区分	1	可燃ごみ	生ごみ、紙くず、布、草木など	週2回
	2	古紙類	新聞、書籍・雑誌、段ボール	月1回
	3	食品トレイ	白色の食品用トレイのみ	週1回
	4	資源ごみ	飲料用、食品用のビン・缶類など	週1回
	5	プラスチックごみ	プラスチックのみでできたもの	週1回
	6	ペットボトル	飲料、酒類、しょうゆ	月2回
	7	小型破碎ごみ	化粧ビン、スプレー缶類、鍋、CDなど	週1回
	8	乾電池等	筒型乾電池、蛍光灯、水銀体温計	年6回
	9	大型資源ごみ	扇風機、ガスコンロなど	月1回

※大型資源ごみは、平成19年10月から、戸別有料収集を行う予定です。

### ●祝日などのごみ収集

可燃ごみ	祝日	振り替えて収集します。 ※詳しくは、収集カレンダーでご確認ください。
	年末年始	12月31日～1月3日の間は収集しません。 ※12月30日(日)は可燃ごみのみ特別収集します。
上記以外	祝日	収集しません。
	年末年始	12月29日～1月3日は収集しません。

※計画は変更になる場合がありますので、その都度、総合支所だよりでご確認ください。

## ごみ収集曜日一覧表 (詳しくは、収集カレンダーで確認ください。)

地区	可燃	古紙類	食品トレイ	資源	プラスチック	ペットボトル	小型破碎
社地区	月・木	第4火	火	水	金	第1・3水	水
用瀬・大村地区		第3金					

※古紙類については、次の希望集落が対象です。

社地区：金屋、塚原、樟原、川中、鹿子、岡、古用瀬、下古用瀬、屋住

用瀬・大村地区：用瀬1～5区、別府、馬橋、上土居、旭丘

※大型資源ごみ、乾電池等の収集日は、収集カレンダーをご覧ください。

## し尿収集について

用瀬地域のし尿収集は、許可業者が、毎月定期的に行っています。

くみ取りの依頼や、名義変更などの場合は、用瀬町総合支所(☎87-3783)または、右記許可業者までお問い合わせください。

許可業者	ところ	連絡先
因幡環境整備	鳥取市用瀬町 美成323-1	☎87-6668

# お 願 い

- 6ご** **①** 午前8時までに出す。  
**つみ** **②** 収集日以外にごみを出さない。  
**のの** **③** ごみはきちんと分別する。  
**ル出** **④** ごみを収集する人の安全も考える。  
**ーし** **⑤** 台所の生ごみは水切りを十分に。  
**ル方** **⑥** 可燃ごみは指定袋で出す。

## ごみステーションの管理

ごみステーションの管理は自治会（町内会）などで行うことになっています。事故防止のため、ごみ容器が散乱しないようにするなど適正な管理をお願いします。

## ごみステーションの新設や変更

ごみステーションの新設、位置変更、廃止については、代表者が用瀬町総合支所市民生活課（☎87-3783）まで届出をしてください。

## 雪のとき

積雪によって収集車が通れなくなる場合は、大通りなどの収集できる位置にごみステーションを変更して、持ち出してください。

その際は、用瀬町総合支所市民生活課（☎87-3783）まで、事前にご連絡ください。

## スプレー缶類

収集車内部での火災や爆発の危険があります。必ず火の気のない風通しのよい屋外で穴を開け、ガス抜きをしてから出してください。

## 大型資源ごみ

可燃部分を取り外して出してください。※平成19年10月より、鳥取地域にあわせて戸別有料収集を行う予定です。

## 家電4品目（テレビ・冷蔵（冷凍）庫・洗濯機・エアコン）

購入先もしくは買い換え先の販売店で引き取ってもらうか、直接指定引取場所まで持ち込んでください。

## パソコン（パソコン本体・ディスプレイ・ノートパソコン）

各製造業者の受付窓口へ直接申し込み、引き取りを依頼してください。

## 市で収集できないごみ

- ◎一時多量ごみ⇒引っ越し、大掃除、庭木のせん定などにより一時的に多く出るごみ
- ◎事業所ごみ⇒商店、事務所、飲食店などの事業活動により出るごみ
- ◎排出禁止物⇒自動車などのタイヤ、医療廃棄物、ガス・劇毒物・塗料・農薬などが残っている容器、バッテリー類など



## 《処理方法》

一時多量ごみおよび事業所ごみ	◎処理施設へ自己搬入する(有料)。 燃える物と燃えない物に分別すること。
	<b>可燃物搬入先</b> クリーンセンターやず〔河原町山手563-50☎85-1715〕 持込時間…9:00～16:00 土・日・祝日は休み。
	<b>不燃物搬入先</b> 鳥取県東部環境クリーンセンター（リファレンいなば） 〔鳥取市伏野2220☎59-1802〕 持込時間…8:30～12:00、13:00～16:00 第2・4土曜は11:30まで。第1・3・5土・日・祝日は休み。
◎許可業者に収集を依頼する(有料)。 用瀬町総合支所市民生活課まで問い合わせください。 ※産業廃棄物は、鳥取県東部総合事務所 環境・循環推進課（☎0857）20-3668）へ問い合わせてください。	
<b>排出禁止物</b>	販売店や専門店、医療機関などに引取りを依頼してください。

## その他注意事項

- ◎小型破碎ごみ、資源ごみ、食品トレーは、袋に入れないでそのままごみ収集容器に入れてください。
- ◎プラスチックごみは二重袋（小袋をまとめてまた袋に入れること）にしないでください。
- ◎注射器、注射針、点滴パックなどを出さないでください（排出禁止）。